

目 次

1	継続事業の一括とは	3
2	継続事業一括の要件	4
3	新規・追加申請手続	5
4	認可の取消手続	7
5	被一括事業の名称等の変更の届	8
6	指定事業が移転・名称変更した場合	9
7	指定事業の変更（会社合併等）	10
8	指定事業の変更（事務組合加入から個別加入へ変更した場合等）	11
9	指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたがないとき）	12
10	指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたぐとき）	13

1 継続事業の一括とは

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですので、1つの会社でも、支店や営業所ごとに数個の保険関係が成立することになります。

しかし、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した1つの事業として、まとめて事務処理することができます。これを「継続事業の一括」と呼んでいます。

継続事業の一括手続きをすると、本社など事務を包括する事業場で各支店や営業所の保険料を一括して申告・納付することができます。

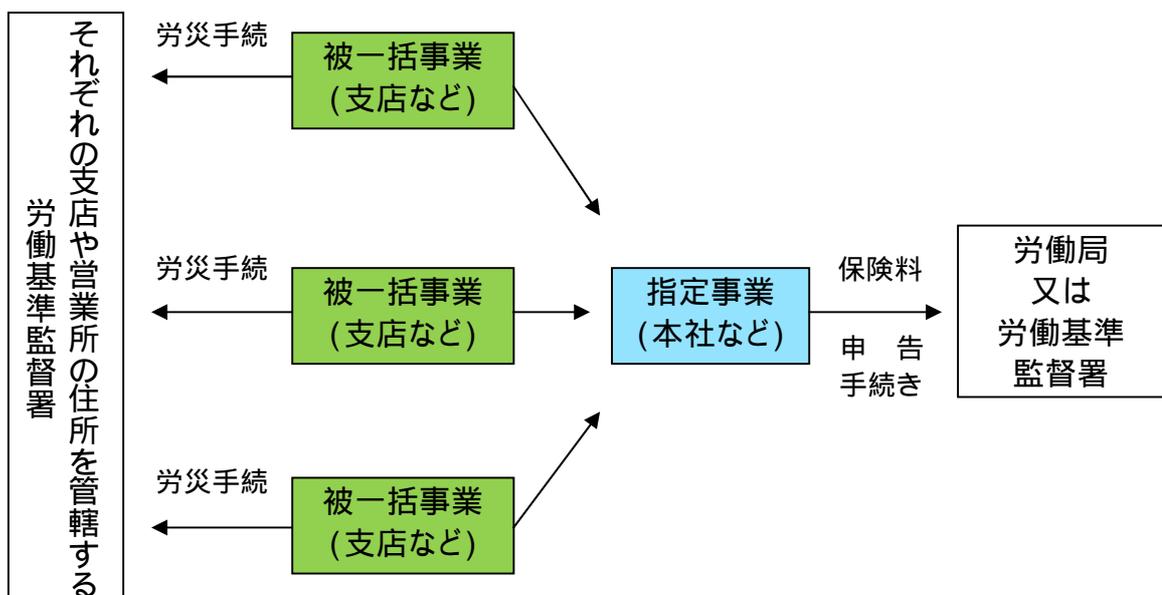
継続事業の一括手続きをした場合の事務手続きの窓口と労働保険番号の取扱いは、次のとおりです。

(1) 労働保険料の申告・納付

本社などの「指定事業」の所在地を管轄する労働局または労働基準監督署が窓口になります。労働保険番号は、本社などの「指定事業」の労働保険番号を使用します。

(2) 労災保険給付の請求

支店や営業所などの「被一括事業」の所在地を管轄する労働基準監督署が窓口になります。労働保険番号は、本社などの「指定事業」の労働保険番号を使用します。



2 継続事業の一括の要件

保険関係が成立している2以上の事業を一括しようとするときは、それぞれの事業が次のすべての要件に該当していなければなりません。

(1) 継続事業であること

「継続事業」とは、工場や事務所等のように期間の定めがなく活動を続ける事業をいいます。これに対して、建築工事や木材の伐採等のように活動期間が定められている事業は「有期事業」といいます。

(2) 指定事業と被一括事業の事業主が同じであること

継続事業の一括制度では、まとめて事務処理を行う本社などの事業を「指定事業」、指定事業に一括される支店や営業所を「被一括事業」といいます。

(3) それぞれの事業が同じ「保険関係」であること

「保険関係」は労災保険と雇用保険の成立の有無を区分したものです。保険関係成立届や労働保険料申告書に次のコード番号が表示されている場合に一括することができます。

労災保険と雇用保険の両保険が成立している事業	「111」「113」
労災保険のみにかかる保険関係が成立している事業	「711」「713」
雇用保険のみにかかる保険関係が成立している事業	「711」「713」

なお、コード番号が「311」「313」「511」「513」と表示されている場合（一元適用事業場で労災保険のみ、あるいは雇用保険のみ成立）は、一括することが出来ません。

(4) それぞれの事業が労災保険料率表による「事業の種類」で同じであること

会社全体では1つの事業内容であっても事業単位でみたときに「製造工場」と「販売店」などのような場合は、異なる「事業の種類」が適用されることがあり、この場合は一括することができません。

それぞれの事業の「保険関係」、「事業の種類」は、保険関係成立届や労働保険料申告書に記載されています。

(申告書上部)

(成立届下部)

3 新規・追加申請手続

(1) 労働保険関係成立届

支店や営業所等を新設した場合は、新設された事業の所在地を管轄する労働基準監督署（雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所）に保険関係成立届「様式第1号」（第4条関係）を提出してください。

その際、様式の余白に「継続事業一括指定事業の労働保険番号」等を記載し、継続事業一括申請の予定であることを表示してください。

書替用

労働保険 〇：保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
 1：保険関係成立届(有期)
 2：任意加入申請書(事務処理委託届)

3160

労働保険 下記のとおり (A) 労災保険 (N) 雇用保険 の加入を申請します。(3160の時)

指定事業の住所・事業主名

被一括事業の住所・事業主名

被一括事業の仕事の内容

被一括事業の成立年月日(開始日)

被一括事業での人数

被一括事業の住所と名称を記入してください。

被一括事業の成立年月日(支店や営業所の開始日)

被一括事業での人数

事業主欄

指定事業の労働保険番号を記入して下さい

継続一括申請予定 労働保険番号 07101-012345-000

記入不要

この成立届はすでに番号を取得している適用事業を被一括事業に組み入れる場合には改めて提出する必要はありません。すでにある労働保険番号を使用してください。

5 被一括事業の名称等の変更の届

被一括事業の名称・所在地が変更になった場合は、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 31642 小修正項目番号 申請修正項目番号

下記のとおり継続事業の一括に係る被一括事業の名称等の変更の申請をします。

① 申請年月日(元号：平成は?) 年 月 日

② 届出年月日(元号：平成は?) 年 月 日

③ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

④ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑤ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑥ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑦ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑧ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑨ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑩ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑪ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑫ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑬ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑭ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑮ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑯ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑰ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑱ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑲ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

⑳ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉑ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉒ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉓ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉔ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉕ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉖ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉗ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉘ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉙ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉚ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉛ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉜ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉝ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉞ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㉟ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊱ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊲ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊳ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊴ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊵ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊶ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊷ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊸ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊹ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊺ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊻ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊼ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊽ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊾ 届出可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

㊿ 申請可能年月日(元号：平成は?) 年 月 日

指定を受けている事業

指定事業の労働保険番号を記入

指定事業の住所、名称等を記入してください。

変更したい被一括事業の整理番号を記入

被一括事業の新しい住所・名称を記入してください。

記載は所在地、名称、電話番号のうち、変更箇所だけ記入して下さい。

被一括事業の古い住所、名称等を記入してください。

事業主欄

事業主

住所

氏名

労働局長 殿

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(23/3)

をつけてください

変更したい被一括事業の整理番号を記入

被一括事業の新しい住所・名称を記入してください。

記載は所在地、名称、電話番号のうち、変更箇所だけ記入して下さい。

「2」に

被一括事業の古い住所、名称等を記入してください。

事業主欄

6 指定事業が移転・名称変更した場合

指定事業の所在地や名称が変更された場合には、「名称・所在地変更届」(様式第2号)を指定事業の移転先所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください。被一括事業はそのまま引き継がれますので、新たに継続一括の申請は必要ありません。

監督署や公共職業安定所の管轄をまたぐ移転を行った場合には、新規に労働保険番号が振出されます。

被一括事業の名称等は変更されませんので、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第2号(第5条関係)

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり欄事項に変更があったので届けます。

31604

年 月 日

労働基準監督署長 兼 公共職業安定所長 殿

指定事業の労働保険番号を記入

住所(カナ)

変更後の事業所を記入してください(変更箇所のみ記入)。

変更前の事業主、事業、事業所の住所名称を記入してください。

変更後の事業主、事業の住所名称を記入して下さい。

変更理由

変更内容

労働保険終了予定年月日(定年;平成以下?)

労働保険開始年月日(定年;平成以下?)

変更後の労働保険番号

変更前の労働保険番号

指定地域の事業所番号

事業種

事業種公報

労働コード

労務実態

労働者数(男)

労働者数(女)

事業主

生年

事業主欄

氏名

(記入のとおりその名称及び代表者の氏名)

住所と名称を記入する欄が新旧3か所ずつありますが、使い分けは下記のとおりです。

事業主 雇用者

事業 実際に労働者が就労している場所

事業所 連絡先(郵送先等)

変更前、変更後の各項目は変更箇所のみ記入し、変更がない部分は空欄としてください。

管轄をまたぐ住所変更があった場合、ここに新しい労働保険番号が記載されます(監督署等が記入します)

7 指定事業の変更(会社合併等)

合併等でAの指定事業がBの指定事業を吸収する場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)をAの指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

吸収されたBの指定事業及び被一括事業に新しい整理番号が振出されます。新たに被一括になった事業については、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

を付けて下さい。

① 指定事業の番号

31642

吸収される会社の労働保険番号

吸収される会社の住所、名称等を記入

記入しないでください

吸収する会社の住所、名称等を記入

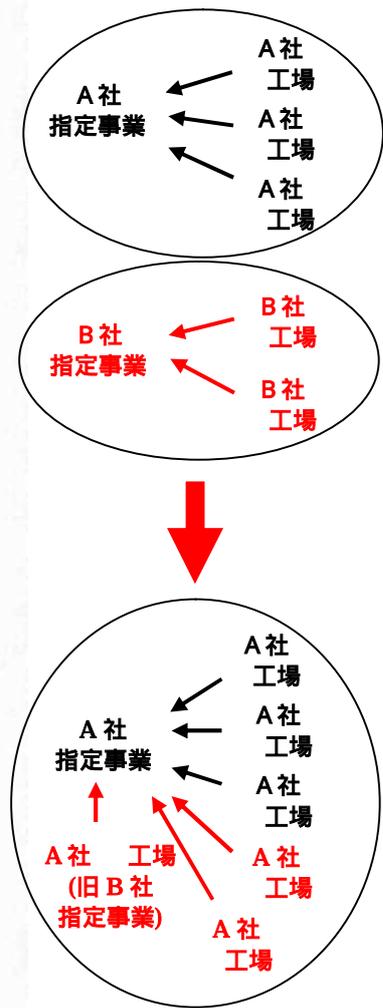
吸収する会社の労働保険番号

7に

事業主欄

労働局長 殿

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)



「吸収される会社」は保険料の精算手続き(確定申告書の提出)が必要です。また、被一括事業として登録が残りますので、事務所がなくなる場合には別途認可の取消処理が必要です。

9 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたがないとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、「管轄する労働基準監督署が変更されない場合」には、「継続被一括名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を下図のとおり記入して指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください。

様式第5号の2 (様10第5号)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

をつけて下さい。

指定事業の労働保険番号

旧指定事業の住所、名称等を記入

記入しないでください

新指定事業の住所、名称等を記入

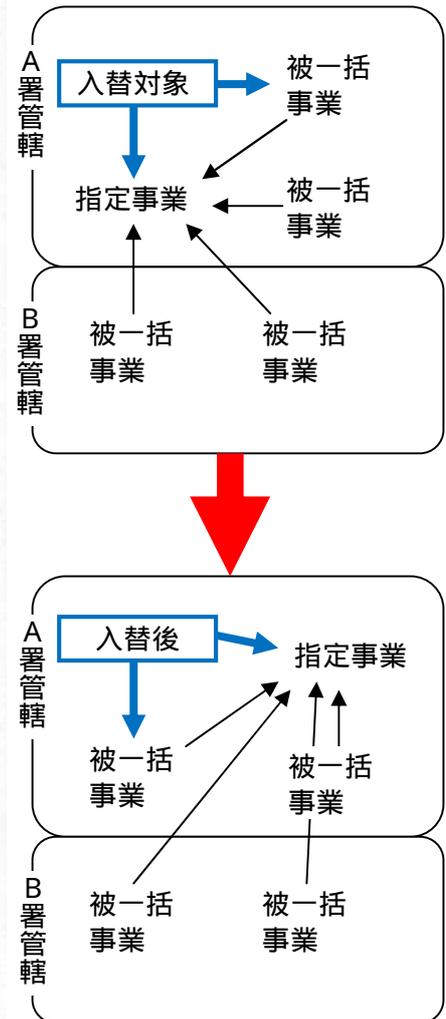
新指定事業となる被一括事業の整理番号を記入

6に

事業主欄

労働局長 殿

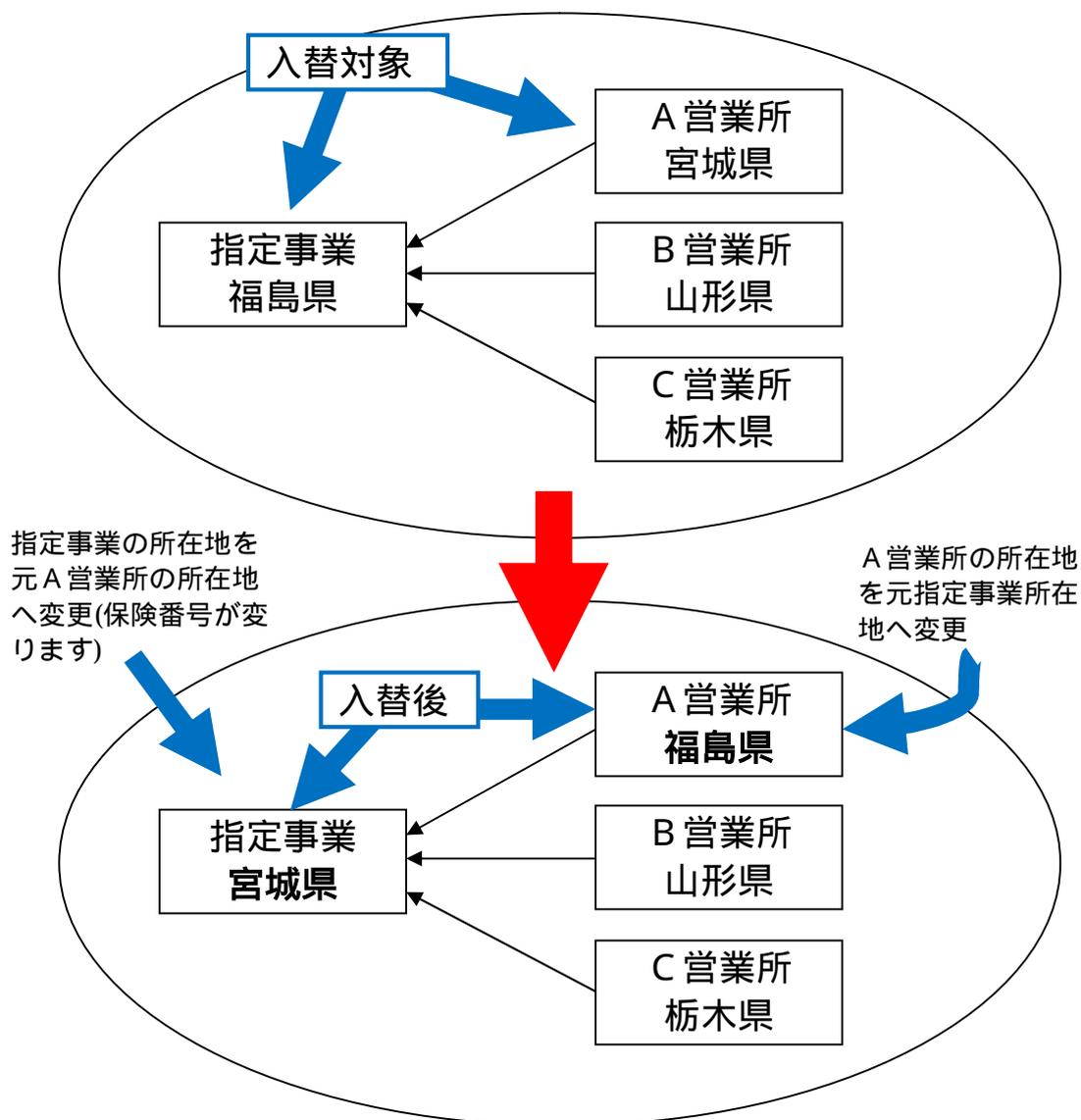
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)



このケースでは指定事業の保険番号は変わりません。

10 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたぐとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、「指定事業を管轄する労働基準監督署が変更となる場合」には、旧指定事業(新被一括事業)から旧被一括事業(新指定事業)への「名称・所在地等変更届」(様式第2号)(記入例は6を参照)と旧被一括事業(新指定事業)から旧指定事業(新被一括事業)への「継続被一括名称・所在地変更届」(様式第5号の2)(記入例は5を参照)を、いずれも被一括事業(新指定事業)の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください(申請後、労働保険番号が変更になります)。



提出書類の記入については8ページ、9ページを参照してください。